

# 整備項目表（公園）入力の留意事項

## ■入力にあたって

- ・太枠で囲った部分が入力できます。
- ・入力欄以外の変更や修正は行わないでください。  
(集計処理等が正常に起動しない場合があります。)

## ■入力方法

- ・入力はプルダウンで相当となるものを選びます。
- ・【対象欄】当該項目が対象となるかどうか入力します。

「対象外」を選んだ場合→以降の入力欄が網掛けになります。

「対象」を選んだ場合→それぞれの整備箇所について、  
設計ガイドブックで適否等を判断し、  
選択してください。

|         |   |
|---------|---|
| 非該当     | 整備箇所が無い場合   |
| 適       | 整備基準に適合する場合   |
| 適（ただし書） | 整備基準のただし書の規定に適合する場合   |
| 否       | 整備基準に適合しない場合  |
| 否（努力）   | 整備基準（努力規定）に適合しない場合<br>※整備基準（努力規定）に適合しない場合であっても、<br>その整備項目は「不適合」とはなりません。 |

## 整備項目表（公園）集計表

|     | 整備項目    | 判定         |
|-----|---------|------------|
| 1   | 出入口     | 適合・不適合     |
| 2   | 園路      | 適合・不適合     |
| 3   | 傾斜路     | 対象外・適合・不適合 |
| 4   | 階段      | 対象外・適合・不適合 |
| 5-1 | 便所      | 対象外・適合・不適合 |
| 5-2 | 便所      | 対象外・適合・不適合 |
| 6   | 案内板等    | 対象外・適合・不適合 |
| 7   | 駐車場等    | 対象外・適合・不適合 |
| 8   | 育児用施設   | 適合・不適合     |
| 9   | 休憩設備    | 適合・不適合     |
| 10  | 転落防止用設備 | 適合・不適合     |



# 1 出入口

整備項目表  
(公園)

| 整備箇所等    | 整備基準   | 整備状況      |
|----------|--|-----------|
| ① 幅      | (1) 幅は、1.2m以上とすること。  | 適否        |
| ② 路面の仕上げ | (2) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。  | 適否        |
| ③ すりつけ勾配 | (3) 高低差がある場合においては、5%以下の勾配ですりつけること。   | 非該当<br>適否 |
| ④ 段      | (4) 通行の際に支障となる段を設けないこと。  | 適否        |
| ⑤ 戸の構造   | (5) 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとすること。<br><br>ア 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造（回転式を除く。）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 適否        |
|          | イ 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとすること。   | 非該当<br>適否 |
|          | ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。                                   | 非該当<br>適否 |
|          | (6) 車止めを設ける場合においては、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90cm以上とすること。  | 非該当<br>適否 |
| ⑦ 水平面部分  | (7) 出入口からの水平距離が1.5m以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。                                       | 適否        |



## 2 園路

整備項目表  
(公園)

| 整備箇所等    | 整備基準  | 整備状況             |
|----------|---|------------------|
| ① 路面の仕上げ | (1) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。   | 適否               |
| ② 幅員     | (2) 有効幅員は、1.8m以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、有効幅員を1.4m以上とすることができます。   | 適否 (ただし書)        |
| ③ 縦断勾配   | (3) 縦断勾配は、5%（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、8%）以下とすること。   | 適否               |
| ④ 水平部分   | (4) 3%以上の縦断勾配が30m以上続く場合においては、延長30m以内ごとに1.5m以上の水平部分を設けること。   | 非該当<br>適否        |
| ⑤ 横断勾配   | (5) 横断勾配は、1%以下とすること。  | 適否               |
| ⑥ 段差     | (6) 段を設ける場合においては、当該段の基準は、〔4 階段〕に定める基準を準用すること。   | 非該当<br>適否        |
| ⑦ 排水溝    | (7) 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。   | 非該当<br>適否        |
| ⑧ 点状ブロック | (8) 階段、段又は傾斜路（階段又は段に併設するもの（その踊場を含む。）に限る。）のある部分の上端に近接する主たる園路の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が5%（高さが16cm以下の場合にあっては、8%）以下の傾斜路の上端に近接する主たる園路の部分については、この限りでない。 | 非該当<br>適否 (ただし書) |

### 3 傾斜路

整備項目表  
(公園)

|    |   |           |
|----|---|-----------|
| 対象 | 主たる園路に傾斜路を設ける（階段又は段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。） | 対象<br>対象外 |
|----|---|-----------|

| 整備箇所等    | 整備基準   | 整備状況              |
|----------|--|-------------------|
| ① 路面の仕上げ | (1) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。  | 適否                |
| ② 幅員     | (2) 幅は、1.2m以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合においては、90cm以上とすることができる。  | 適<br>適（ただし書）<br>否 |
| ③ 縦断勾配   | (3) 縦断勾配は、5%（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、8%）以下とすること。  | 適<br>適（ただし書）<br>否 |
| ④ 横断勾配   | (4) 横断勾配は、設けないこと。  | 適否                |
| ⑤ 手すり    | (5) 高さが16cmを超え、かつ、勾配が5%を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けるとともに、その手すりの両端には、傾斜路の行き先等を点字で表示すること。                       | 非該当<br>適否         |
| ⑥ 立ち上がり  | (6) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。   | 適否                |
| ⑦ 路面の識別  | (7) その前後の園路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。   | 適否                |
| ⑧ 点状ブロック | (8) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が5%を超えない傾斜がある部分の場合、又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合においては、この限りでない。 | 非該当<br>適否         |
| ⑨ 転落防止   | (9) 高さが75cmを超えるものについては、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること。  | 適否                |



## 4 階段（その踊り場を含む。）

整備項目表  
(公園)

|    |               |           |
|----|---------------|-----------|
| 対象 | 主たる園路に階段を設ける。 | 対象<br>対象外 |
|----|---------------|-----------|

| 整備箇所等    | 整備基準  | 整備状況      |
|----------|---|-----------|
| ① 路面の仕上げ | (1) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。                                     | 適否        |
| ② 手すり    | (2) 両側に手すりを設けるとともに、手すりの両端には、階段の行き先等を点字で表示すること。                                  | 適否        |
| ③ 回り段    | (3) 回り段を設けないこと。   | 適否        |
| ④ 段の識別   | (4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。                           | 適否        |
| ⑤ 段の構造   | (5) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。   | 適否        |
| ⑥ 傾斜路    | (6) 傾斜路を併設すること。   | 適否        |
| ⑦ 点状ブロック | (7) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合においては、この限りでない。 | 非該当<br>適否 |
| ⑧ 踊場     | (8) 高さが3mを超えるものについては、高さ3m以内ごとに踏幅が1.2m以上の踊場を設けること。                               | 非該当<br>適否 |
| ⑨ 立ち上がり  | (9) 階段（側面が壁面であるものを除く。）の両側には、立ち上がりを設けること。  | 非該当<br>適否 |

# 5 便所

整備項目表  
(公園)

|    |             |           |
|----|-------------|-----------|
| 対象 | 利用者の用に供する便所 | 対象<br>対象外 |
|----|-------------|-----------|

## 【1】車椅子対応トイレ

| 整備箇所等   | 整備基準   | 整備状況      |
|---------|--|-----------|
| ① 設置数   | (1) 男子用及び女子用の区別がなく利用でき、かつ、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の利用に配慮した便房を1以上設けること。   | 適否        |
| ② 出入口の幅 | ア 便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。  | 適否        |
| ③ 戸の構造  | イ 便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。                   | 非該当<br>適否 |
|         | ウ 便房及びその便房のある便所に自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。             | 適否        |
| ④ 段     | エ 便房及びその便房のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。  | 適否        |
| ⑤ 空間と設備 | オ 便房及びその便房のある便所の内部は、車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。          | 適否        |
| ⑥ 床面    | カ 便房及びその便房のある便所の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。   | 適否        |
| ⑦ 洗面器   | キ 便房又はその便房のある便所に、次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。<br><br>(ア) 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 | 適否        |
|         | (イ) もたれかかったときに耐えうる強固なものとすること。  | 適否        |
|         | (ウ) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとすること。   | 適否        |
|         | (2) 出入口又はその付近に、(1)に定める基準に適合する便房が設けられている旨の適切な表示をすること。   | 適否        |
| ⑧ 案内表示  |  |           |

## 5-2 便所

整備項目表  
(公園)

### 【2】準車椅子対応トイレ

| 整備箇所等   | 整備基準  | 整備状況          |
|---------|---|---------------|
| ① 設置数   | 【5-1 便所】 【1】車椅子対応トイレに加えて、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、以下に定める基準に適合する便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けるよう努めること。 | 非該当<br>適否（努力） |
| ② 設備    | (1) 車椅子使用者の利用可能な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。  | 適否            |
| ③ 出入口の幅 | (2) 便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。   | 適否            |
| ④ 戸の構造  | (3) 便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。                | 非該当<br>適否     |
| ④ 段     | (4) 便房及びその便房のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。   | 適否            |
| ⑤ 洗面器   | (5) 便房又はその便房のある便所に、次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。<br>ア 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。    | 適否            |
|         | イ もたれかかったときに耐えうる強固なものとすること。   | 適否            |
|         | ウ 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとすること。  | 適否            |
|         | (6) 出入口又はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便房が設けられている旨の適切な表示をすること。  | 適否            |
| ⑥ 案内表示  |   |               |

### 【3】男子用小便器

| 整備箇所等      | 整備基準  | 整備状況      |
|------------|---|-----------|
| ① 男子用小便器   | 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、以下に定める基準に適合するものとすること。   | 非該当<br>適否 |
| ② 低リップ＆手すり | (1) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち1以上に、両側に手すりを適切に配置された床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。 | 非該当<br>適否 |

### 【4】乳幼児用椅子及び乳幼児のおむつ換えができる設備

| 整備箇所等     | 整備基準   | 整備状況      |
|-----------|--|-----------|
| ① 育児用施設   | 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、以下に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。  | 非該当<br>適否 |
| ② 乳幼児用ベッド | (1) 便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を1以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に当該設備が設けられている場合は、この限りでない。     | 適否        |
| ③ 乳幼児用椅子  | (2) 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房の出入口にその旨を表示すること。  | 適否        |
| ④ 案内表示    | (3) 当該便所の出入口に、乳幼児用ベッド及び乳幼児用椅子の設備を設けている旨を表示すること。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に乳幼児用ベッドが設けられている場合は、この限りでない。 | 適否        |

### 【5】オストメイト用設備

| 整備箇所等    | 整備基準   | 整備状況 |
|----------|--|------|
| ① 男女の案内等 | 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、便房にオストメイト用設備を設けた便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。 | 適否   |

# 6 案内板等

整備項目表  
(公園)

|    |              |           |
|----|--------------|-----------|
| 対象 | 案内板又は表示板を設ける | 対象<br>対象外 |
|----|--------------|-----------|

| 整備箇所等              | 整備基準  | 整備状況              |
|--------------------|---|-------------------|
| ① 案内板の構造           | (1) 案内板又は表示板を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとすること。<br><br>ア 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。<br><br>イ 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。<br><br>ウ 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。 | 適否<br>適否<br>適否    |
| ② バリアフリー設備を表示した案内板 | (2) 【1 出入口】に定める基準に適合する出入口及び園内の必要な箇所に、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。   | 適<br>適(ただし書)<br>否 |
| ③ 表示板等             | (3) 案内、呼出し等の窓口を設ける場合においては、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。  | 非該当<br>適<br>否(努力) |

# 7 駐車場等

整備項目表  
(公園)

|    |              |           |
|----|--------------|-----------|
| 対象 | 利用者の用に供する駐車場 | 対象<br>対象外 |
|----|--------------|-----------|

## 【1】車椅子使用者用駐車施設

| 整備箇所等 | 整備基準   | 整備状況               |
|-------|--|--------------------|
| ① 設置数 | (1) 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に応じ、次に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。<br>ただし、当該駐車場が機械式駐車場であり、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合は、この限りではない。 | 適否<br>適（ただし書）<br>否 |
|       | ア 200以下の場合は、当該駐車施設の数に2/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）。   | 非該当<br>適否          |
|       | イ 200を超える場合は、当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数。   | 非該当<br>適否          |
| ② 幅   | (2) 幅は、3.5m以上とすること。  | 適否                 |
| ③ 路面  | (3) 車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること。   | 適否                 |
| ④ 標識  | (4) 車椅子使用者用駐車施設の付近には、車椅子使用者用駐車施設があることを表示する標識を設けること。  | 適否                 |

## 【2】経路

| 整備箇所等 | 整備基準   | 整備状況 |
|-------|--|------|
| ① 経路  | (1) 車椅子使用者用駐車施設は、【1 出入口】に定める基準に適合する出入口から当該車椅子使用者用駐車施設までの経路（以下の「【3】通路」に定める基準に適合する通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 | 適否   |

## 【3】通路

| 整備箇所等    | 整備基準  | 整備状況      |
|----------|---|-----------|
| ① 通路     | (1) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる【1 出入口】に定める基準に適合する出入口から当該車椅子使用者用駐車施設までの通路のうち1以上は、以下に定める基準に適合するものとすること。 | 適否        |
| ② 幅      | ア 幅は、1.2m以上とすること。   | 適否        |
| ③ 表面     | イ 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。   | 適否        |
| ④ 戸      | ウ 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとすること。   | 対象<br>対象外 |
|          | (ア) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造（回転式を除く。）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。                   | 適否        |
|          | (イ) 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとすること。  | 非該当<br>適否 |
|          | (ウ) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じ、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。         | 非該当<br>適否 |
| ⑤ 縦断勾配   | エ 縦断勾配は、5%（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、8%）以下とすること。                                     | 適否        |
| ⑥ 水平部分   | オ 3%以上の縦断勾配が30m以上続く場合においては、延長30m以内ごとに1.5m以上の水平部分を設けること。                                   | 非該当<br>適否 |
| ⑦ 横断勾配   | カ 横断勾配は、1%以下とすること。  | 適否        |
| ⑧ 段差     | キ 段を設ける場合においては、当該段の基準は、【4 階段】に定める基準を準用すること。   | 非該当<br>適否 |
| ⑨ 排水溝    | ク 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。                                     | 非該当<br>適否 |
| ⑩ 転回スペース | ケ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。   | 適否        |

【4】高齢者、障害者等優先停車施設

| 整備箇所等            | 整備基準   | 整備状況       |
|------------------|--|------------|
| ① 高齢者、障害者等優先停車施設 | (1) 次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降の用に供する自動車の停車のための部分を設けるよう努めること。  | 対象<br>対象外  |
|                  | ア 車両への乗降の用に供する部分は、車椅子使用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ1.5m以上とし、その表面は、できるだけ水平とすること。                                       | 適<br>否(努力) |
|                  | イ 高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分又はその附近に当該部分である旨を見やすい方法により表示すること。  | 適<br>否(努力) |
|                  | ウ 高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分に最も近い〔1 出入口〕に定める基準に適合する出入口から当該自動車の停車のための部分までの通路は、上記「〔④～⑬〕」に定める基準に適合するものとすること。 | 適<br>否(努力) |

 **8 育児用施設**整備項目表  
(公園)

| 整備箇所等    | 整備基準  | 整備状況      |
|----------|---|-----------|
| ① 授乳室の設置 | (1) 育児用施設を設けるよう努めること。                           | 対象<br>対象外 |
| ② 案内表示   | (2) 育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をすること。 | 適否        |

 **9 休憩設備**整備項目表  
(公園)

| 整備箇所等   | 整備基準                                      | 整備状況 |
|---------|---|------|
| ① 設備の設置 | (1) 休憩設備を設けること。                           | 適否   |
| ② 案内表示  | (2) 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。 | 適否   |

# 10 転落防止用設備

整備項目表  
(公園)

| 整備箇所等   | 整備基準   | 整備状況      |
|---------|--|-----------|
| ① 設備の設置 | 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 | 非該当<br>適否 |